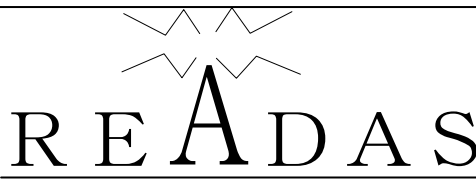


第 6039 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース
		(2018年)平成30年 9月11日 火曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
 大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 義援金の税務上の取扱い

Q：集中豪雨で被害を受けられた方に義援金を送ろうと思います。どのような取扱いになりますか？

A：次のようになります。

【解説】

被災地に対する義援金は、税務上、次のように取り扱われます。

- ①被災地の地方公共団体に設置された災害対策本部に対して義援金を支払った場合
その義援金は、「国等に対する寄附金」に該当し、その全額が損金の額に算入されます。
- ②日本赤十字社や社会福祉法人中央共同募金会が被災者への支援を目的として設置した専用口座に対して義援金を支払った場合
その義援金が最終的に義援金配分委員会等に対して拠出されることが募金趣意書等において明らかにされているものであるときは、「国等に対する寄附金」に該当し、その全額が損金の額に算入されます。
- ③被災地の救援活動や被災者への救護活動を行っている認定NPO法人に対して義援金を支払った場合
法人が、認定NPO法人等に対する寄附金として支払った義援金は、特定公益増進法人に対する寄附金に含めて損金算入限度額を計算し、その範囲内で損金の額に算入されます。なお、認定NPO法人以外の法人等に対して支払った義援金は、特定公益増進法人に対する寄附金又は一般の寄付金として、限度額内で損金に算入できます。

